

うきは市農業委員会第14回総会議事録

[開催日時] 令和4年4月11日(月)午後1時30分から

[開催場所] りり色ふるさと館 研修室4・5

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

議案第4号 非農地判断(非農地証明願)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農地証明願について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第4号 土地改良届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次
2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子
3番 後藤 一善 10番 家永 学
4番 園田 忠行 11番 尾花 里美
5番 森 和正 12番 堀江 清成
6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘
7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 只今より第14回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は13番委員と14番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局の説明の通りです。運送会社の事務所兼駐車場という事で、既存の敷地が手狭になっているため申請に至っております。申請地は1種農地ですが例外規定を適応しての申請となっております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 先程の説明の通りです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

16番 契約内容が3年間の賃貸借契約となっておりますが、契約満了後はどのように利用してもいいという事になるのですか？

事務局 沿線沿いの流通業務施設の例外規定に基づいての申請ですので、その事業でなければ許可は無効になる可能性があります。また、賃貸借契約書の中に期間満了後は農地に復旧したうえで返還するという事も謳っております。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通り、資材置き場の拡張及び南側の既存資材置き場への進入路の新設となっております。やむを得ないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 先程の説明の通りです。隣地の同意も得ておりますので問題ないかと思いま

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案 1 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 3 上程)

事務局 (議案 1 - 3 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。特定建築条件付分譲住宅の計画で、雨水排水は南側の水路に流す計画のようです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 3年前に申請地の北側を同じ用途で転用しておりまして、その残地になります。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 特定建築条件付分譲住宅とはどのようなものですか？

事務局 開発者が施工業者を指定して、建設まで開発者が行う事が条件となっているものです。ですので、売却する際には建物が建っている状態であることが条件です。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 1 上程)

事務局 (議案 2 - 1 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 譲渡人は年齢に伴い営農縮小を考えていたところ、譲受人と話がまとまったとの事です。また、譲受人は夫婦で専業農家としてやられている方ですので問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 1 に賛成の方は挙手を求めま

す。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 申請地は譲受人が以前、隣接する農地を取得した際に漏れていた分の申請です。また、既に取得している農地を現在、地上げを行っているのですが、真砂土を入れて宅地造成のような程をなしているのです、そちらが気になっているところです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局 譲受人が行っている地上げにつきましては土地改良の届出は提出されております。しかし、真砂土を一番上に入れていたのは事実で、本当に営農する意思があるのかと本人に確認したところ、柿を植える所だけ良質な土を入れるという回答でした。それを踏まえて、JAにその計画で柿が育つのかと確認したところ、できないことはないだろうとの事でした。ですので、農業委員会としては柿の木を植樹した事が確認できるまでは事業完了とはみなす事ができないと伝えております。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-3上程)

事務局 (議案2-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 申請地は進入路がないため、隣接地を所有している譲受人しか耕作できないということで、下限面積は満たしておりませんが例外規定を適応しての申請になります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案2-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-4上程)

事務局 (議案 2 - 4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9 番 申請地は譲受人の自宅の近くで、現在は荒廃しておりますが、譲受人が時間をかけて整地をし、畑として利用をしていくとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案 2 - 5 を議案とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 5 上程)

事務局 (議案 2 - 5 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2 番 こちらの案件は夫から妻への贈与です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案 2 - 6 を議案とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 6 上程)

事務局 (議案 2 - 6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 父から子への経営移譲との事ですので問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案 2 - 7 を議案とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 7 上程)

事務局 (議案 2 - 7 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 経営移譲に伴う所有権移転贈与となっております。特に問題ないと思いますの

で、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 7 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案 2 - 8 を議案とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 8 上程)

事務局 (議案 2 - 8 説明・朗読)

議長 こちらの案件も農業者年金の再設定ですので質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 続きまして議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 3 号上程)

事務局 (議案第 3 号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 3 号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とし、うきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第 4 号 非農地判断 (非農地証明願い) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 - 1 ~ 4 上程)

事務局 (議案 4 - 1 ~ 4 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 (4 - 1) 当該地には柑橘類の木が 1 本植わっておりますが、肥培管理をされているような状況ではなく、南側に隣接する宅地の石垣も壊れて、当該地になだれ落ちてきていることから、非農地証明願いの申請が上がってきております。非農地と判断されれば、そちらの宅地の所有者に譲り渡すようです。

(4 - 2) 当該地の現況はコンクリート敷きとなっており、その上には車庫が建っております。課税も宅地課税となっておりますので非農地判断もやむを得ないかと思えます。

(4-3) 当該地の地目も現況も山林ですが、課税地目が農地となっている為、農地台帳に登載されております。今回、非農地と判断されれば正式に農地から除外した上で、知人に譲り渡すようです。

(4-4) 当該地につきましても課税地目は宅地と雑種地になっており、現況も農地の程をなしておりませんので、非農地もやむを得ないかと思ひます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9番 (4-1) 先程の説明の通りです。やむを得ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

5番 (4-2) 先程の説明の通りです。本人も農地とは知らずに倉庫を建ててしまったようです。やむを得ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

(4-3) 先程の説明の通りです。正式に農地台帳から除外した上で、知人に譲渡するとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

(4-4) 財産整理をする際に当該地が農地という事が分かったようです。現況も農地とは言い難く、課税も農地課税ではないような状態ですので、やむを得ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 それでは報告に入ります。事務局の説明をお願いします。

(報告1～3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印